

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 株式会社富士通ゼネラル
- (2) 代表者氏名 代表取締役 斎藤 悦郎
- (3) 所在地 神奈川県川崎市高津区末長三丁目 3 番 1 7 号

2 指名停止措置期間 令和 6 年 3 月 3 0 日から令和 6 年 9 月 2 9 日まで(6 ヶ月)

3 事案の概要

株式会社富士通ゼネラルは、独占禁止法に違反する行為があったとして、平成 2 9 年 2 月 2 日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。同社は同年 8 月 1 日に東京地方裁判所に排除措置命令等の取消訴訟を提起したが、控訴審を経て令和 6 年 3 月 2 1 日に上告棄却の決定が下され、公正取引委員会の排除措置命令等が確定した。なお、公正取引委員会から同社に対する課徴金納付命令書において、平成 2 4 年 4 月 2 6 日に本市が入札執行した消防救急デジタル無線設備整備工事が課徴金算定対象物件として含まれており、裁判所の判決においても当該課徴金納付命令書は適法であるとされていることから、同工事の入札においても、当該違法行為があったと認められる。

4 指名停止措置理由

独占禁止法に違反する行為があったとして、平成 2 9 年 2 月 2 日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、取消訴訟を提起したが、控訴審を経て令和 6 年 3 月 2 1 日に最高裁判所から上告棄却の決定が下され、公正取引委員会による排除措置命令等が確定した。また、当該違法行為が、本市の消防救急デジタル無線設備整備工事の入札執行においても行われていたことから山口市の契約相手方として不相当であると認められるため「山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」別表の 1 6 (独占禁止法違反行為)により指名停止します。

「指名停止等措置要領別表」

措置要件	期間
市工事に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6 ヶ月以上 2 4 ヶ月以内